



議会だより

第96号

平成19年3月1日
 編集・発行
 議会だより編集委員会
 電話(22)0612
 富士吉田市議会事務局

<http://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/info/div/gikai/html/index.html>



議場にて

— 12月定例会 —

21日	19日	18日	15日	13日	12月7日	日程	会期日程
本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)	建設水道委員会 ○付託議案の審査	文教厚生委員会 ○付託議案の審査	総務経済委員会 ○付託議案の審査	本会議 ○追加議案 ○市政一般質問	本会議 ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託	内容	

編集委員会

委員長 土橋 舜作
 委員 松野 貞雄
 奥脇 和一
 渡辺 信隆
 勝俣 進
 加々美 宝

(仮称) 市民文化エリア整備費等の補正予算を可決

平成十八年十二月定例会は、十二月七日開会され、十五日間の会期を終えて十二月二十一日に閉会しました。

この定例会では、平成十八年度一般会計補正予算(第四号)など補正予算五件、山梨県後期高齢者医療広域連合の設立一件、条例の一部改正三件、指定管理者の指定一件、財産の取得一件、市道の認定一件、人事案件一件合計十三件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。

市政に対する一般質問は二人の議員が行い、執行者の考えをただしました。



上程案件一覧表

(補正予算)

- ・平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第四号)
- ・平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第五号)
- ・平成十八年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第一号)
- ・平成十八年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算(第一号)
- ・平成十八年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第一号)

(条例の一部改正)

- ・富士吉田市税条例
- ・富士吉田市営駐車場条例
- ・富士吉田市消防団員等公務災害補償条例

(広域連合の設立)

- ・山梨県後期高齢者医療広域連合の設立

(指定管理者の指定)

- ・富士吉田市営西裏駐車場の指定管理者の指定

(人事)

- ・富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任

(その他)

- ・財産の取得
- ・市道の認定

委員会の 審査から

総務経済委員会

審議案件

- ① 富士吉田市税条例の一部改正について
- ② 富士吉田市営駐車場条例の一部改正について
- ③ 富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ④ 財産の取得について
- ⑤ 富士吉田市営西裏駐車場の指定管理者の指定について
- ⑥ 平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第四号)
- ⑦ 平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算(第五号)

審査結果

① 富士吉田市税条例の一部改正でありまして、入湯税について日帰り入湯客等の負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、入湯税については、施設利用者との状況を的確に把握し、当初条例を制定した趣旨や目的に沿った公平な課税をすべきであるとの意見がありました。

また、天然温泉のみ課税をすべきであるとの指摘がありました。

② 富士吉田市営駐車場条例の一部改正でありまして、市営西裏駐車場への指定管理者制度導入に伴い、駐車時間を二十四時間制とするため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、市営西裏駐車場を設置した当初の目的や地域の実状にあった運営を行うべきであるとの意見がありました。

③ 富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でありまして、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」の施行に伴い、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、所

要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 財産の取得でありまして、富士吉田市土地開発公社が所有する上吉田字唐松入地内の土地、面積三万七千六百一〇六平方メートルを八億三百八十五万九千九百六十四円で購入しようとするものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、引取り計画に基づき市が取得するものであるが、支払いが完了しなくても当該土地を市が有効利用できよう、環境を整備するべきであるとの意見がありました。

⑤ 富士吉田市営西裏駐車場の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、富士吉田市営西裏駐車場の管理について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥ 平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算第四号でありまして、今回歳入歳出からそれぞれ八千八百八十九万円を減額し、総額を百九十一億二千四百九十六万六千円とするものであります。

歳入では、市債二千九百六十九万七千円を増額し、基金繰入金一億千四百七十七万七千円を減額するものであります。

歳出では、社会福祉費千七百二十五万三千円、商工業振興費四百九十七万五千円等を増額し、下水道費繰入金七千二百五十九万九千円等を減額するものであります。

なお、審査の中で、下水道事業は都市計画の基

本事業であるので、投資効果に配慮する中で事業の展開を図っていくべきであるとの意見がありました。

⑦ 平成十八年度富士吉田市一般会計補正予算第五号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億四千三百七十七万一千円を追加し、総額を百九十二億二千八百四十六万七千円とするものであります。

歳入では、国庫支出金九千九百九十九万円、教育文化振興基金繰入金千三百三十七万一千円を増額するものであります。

歳出では、(仮称)市民文化エリア整備費の工事請負費一億二千六百六十四万四千円を増額し、委託料千七百二十七万三千円を減額するものであります。

また、(仮称)市民文化エリア整備事業につきまして、平成十八年度から平成二十年までの三カ年の継続事業として追加するとともに、防災対策事業三千五百八十九万三千円を繰越明許費とするものであります。

なお、審査の中で、(仮称)市民文化エリア整備費の委託料の減額内容からして、事業展開は着工ありきである。実施設計の積算は積上げによって出てくるものであり、その資料もない状況での説明では計画に不信感を持たざるを得ないとの指摘がありました。

また、諸経費の金額においても曖昧な点が多く、不透明な部分があるとの指摘がありました。

委員会の審査から

基本設計、実施設計と進む中で、市民の意見を十分に聞き議会のチェック機能も果たしている状況であり、補助事業でもあるので早急に進めるべきであるとの意見がありました。

また、工事については、市内業者で対応できるところは市内で、できないものは県内外の業者に発注していくという基本的な考え方で進めるべきであるという意見から執行者の考えをいただきました。

また、討論の中で、反対討論として、総事業費において基本計画、基本設計及び実施設計の事業展開からして、一連の計画において一貫性が無く市民に不安と不信を与えることとなった。さらに、現在の市の財政状況からしても十分議会との協議を重ね、市民に納得のいく事業をすすべきであり、当該事業には反対である旨の討論がありました。

ものについては基本的に賛成である。また、耐震面からしても市民に安心して利用いただく教育・文化の拠点となるべき事業であるので、早急に建設すべきとの見解から当該事業には賛成である旨の討論がありました。

その結果、妥当と認められ、渡辺嘉男委員より少数意見の留保の申し出があり、所定の賛成者がありましたので、会議規則第七十四条の規定に基づき留保が決定しております。

文教厚生委員会

審議案件

- ①山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について
- ②平成十八年度富士吉田市立病院事業会計補正予算(第一号)

審査結果

①山梨県後期高齢者医療広域連合の設立についての協議でありまして、平成十九年二月一日から、県内二十八市町村が共同して後期高齢者医療に関する事務を処理するため、地方自治法第二百八十四条第三項の規定に基づき、山梨県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第二百九十一条の十一の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、

妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、渡辺嘉男委員より少数意見の留保の申し出があり、所定の賛成者がありましたので、会議規則第七十四条の規定に基づき留保が決定しております。

建設水道委員会

審議案件

- ①市道の認定について
- ②平成十八年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第一号)
- ③平成十八年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算(第一号)

審査結果

①今回新たに海沢線を市道認定しようとするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

円増額し、収益的支出では、医療費用を二億九千百万円、医療外費用を二十八万円増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳出では、人件費千七百十五万円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③平成十八年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算第一号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ千四百七十二万三千円を追加し、総額を六千二百一十一万七千円とするものであります。

歳入では、基金繰入金五百七十四万六千円、消費税還付金四百六十四万八千円等を増額するものであります。歳出では、大明見水道施設工事請負費千六百九十一万円を増額し、賃金二百八十八万七千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

12月市政 一般質問

十二月十三日本会議において、次の議員によって一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。なお、全文については、次期定例会（三月）より、市立図書館において閲覧できます。

宮下 正男 議員
佐藤 みどり 議員



宮下正男議員

①教育問題について

【一回目の質問】

今国会において教育基本法改正案が成立しようとしているが、これら教育改革に対し、東大基礎学力研究開発センターでは、全国の小中学校校長を対象とした調査を実施した。調査を担当した東大教授は、「一連の改革は現場に直結していない。急速な改革などは、管理職を苦しめている。校長のリーダーシップが期待されるが、サポート体制がなければ孤立する。教育委員会が校長を支援する取り組みが必要」とコメントしている。そこで、教育基本法改正等国の進めている教育改革に対して、また東

大教授のコメントに対して、教育長の考えを伺う。

【二回目の教育長答弁】

教育基本法が制定されて六十年が経過し、現在、国において法改正を含めた教育改革が進められている。今後、教育基本法が改正された場合、学習指導要領の改正も予定されるが、その運用に際して、教育現場が混乱しないよう最大限の配慮をしていく。

校長を対象としたアンケート調査の結果に関しては、学校運営において一義的な責任者である校長が難しい環境にあることは十分に承知している。教育委員会としての支援体制づくりを強化

していきたいと考えている。

【二回目の質問】

いじめ問題について、これまで国の指導・助言を受ける中、これまで行ってきた具体的な対応内容と結果的にいじめが後を絶たない現状をどのように考えるか。

また、今回の教育再生

会議の緊急提言を受ける中で、教育委員会の役割と責任をどのように受け止めているか。

さらには、当該緊急提言の八項目に対し、具体策を考えていたら、聞かせてほしい。

【二回目の教育長答弁】

学校における、いじめ問題に対しては、これまでも教育委員会や学校現場で様々な取り組みを行ってきたが、一朝一夕には解決が図れない複雑な問題と認識している。

いじめの根絶に向けては、教育委員会としても、学校と緊密な連携を図ってきており、臨床心理士一名を雇用し来所相談や出張相談ができる体制を確保し、教職員の教育相談研修を行いきめ細かな教育相談を実施し、生徒

指導研究会での有効な対策の検討や、市費負担教員の配置による生徒指導体制の確保など、様々な対策を行ってきた。

今回の教育再生会議の緊急提言を受けて、いじめ問題の重要性を再認識し、地域や家庭との連携を図る中で、対策を進めていく。

【三回目の質問】

先ほど、教育長は「地域や家庭とも連携する中で、さらにいじめ対策を進めていかなければならない」と答弁しているが、具体的にどのような地域や家庭と連携されるか、考えを伺う。

また、いくつかの提言をしてきたが、それらを踏まえる中で、甲府市のような推進組織の設置を早急に行うべきと考えるが、教育長の考えを伺う。さらには、サポートチームによる支援体制を検討しているようだが、

その内容といつ頃動き出せるのかについても聞かせてほしい。

【三回目の教育長答弁】

地域や家庭の連携については、学校評議員制度や地域会議での意見交換や課題の共通認識を図るなど連携を進めており、今後さらに充実に努めていく。

推進組織の設置については、現在いじめを含めた学校での生徒指導の諸問題に対応するため、教育委員会が中心となり、校長会や関係機関との協議を進め、学校・地域・警察署・相談機関等の専門機関によるネットワークづくりについて検討を行っている。

また、サポートチームについては、前段のネットワークの関係者を中心として、各学校単位での組織の発足を検討している。

②障害者自立支援法について

【一回目の質問】

本市においても来年三月までに策定が義務付けられている障害者保健福祉計画の基礎資料となる

障害者ニーズの把握のための調査が行われたと聞いているが、具体的にどのような方法で実施されたのか、その調査結果は

12月市政 一般質問

どうか、また、それに対しての市長の率直な感想と計画策定の基本的な考え方を伺う。

「二回目の市長答弁」

障害者自立支援法については、障害福祉計画における障害者ニーズは、現在、手帳の交付を受けている全ての障害者の方々を対象にニーズ調査を実施し、その回収を行っている。

また、障害者団体による独自のニーズ調査も行われているので、その調査結果をも十分精査、加味した上で、最終結果を取りまとめしていきたいと考えている。

障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方については、障害者御自身や関係団体、施設関係者さらには専門的有識者等多くの方々に策定委員として加わっていただき、障害者の地域生活や就労推進のための支援が十分図られるとともに、真に必要とされる各種サービスの提供など、実践的な内容となるよう考えている。

「二回目の質問」

ニーズ調査の結果は、

全て策定委員会や障害者に開示するのか。また、中間報告としてまとめる数値目標は、策定委員会の中でどのように活用するのか。さらには、策定委員会がどのように開催され、集約された内容はそのまま全て障害福祉計画に反映されるのか、市長の考えを伺う。

六月の一般質問で、地域自立支援協議会について「十月までの早い時期に設置したいと考えている」と答弁されているが、現在、どのようなになっているか聞かせてほしい。

「二回目の市長答弁」

現在、回収しているニーズ調査については、その調査結果の内容を全て開示する考えである。

また、数値目標については、ニーズ調査の結果を策定委員会において十分精査・検討していただき、目標値の設定を行った後に、中間報告として国へ提出するものである。

策定委員会については、第一回目の検討会を開催したが、今後においても、委員の方々に十分な御論議をしていただ

るよう、適宜開催していく予定である。さらに、集約された内容については、それを尊重し、できるだけ限り障害福祉計画に反映させていく考えである。

次に、地域自立支援協議会については、障害福祉計画策定委員会との連携が不可欠であり、第一回目の策定委員会に合せ協議会を設置したところである。

「三回目の質問」

本年十月から三障害の相談への対応が義務付けられたが、現在の本市の相談支援体制はどのようなになっているのか。また、来年度予算に対し、自立支援協議会予算をどのように考えているか、聞かせてほしい。

市が必ず取り組まなければならない地域活動支援センター事業について、市長の考えを伺う。当該事業は、地域の実情に応じて設定されるものであり、どんな運営をするかは、市の判断に委ねられているため、市民は心配しているが、こうした心配を払拭できるよう、市長の考えを伺う。

障害者の雇用促進が進んできたとはいえ、思うような進展が図られない現状にある。こうした中、障害者の所得保障を確立し、自立した生活が営めるよう就労支援事業と、併せて就労支援センターについて、市長の考えを伺う。

次に、地域活動支援センター事業については、障害者支援を積極的に実施している市内の事業所などをお願いをし、強力に推進していきたいと考えて、現在調整を図っているところである。

「三回目の市長答弁」

相談支援事業については、これまで福祉課において保健師を中心に担当職員により行ってきた。また、平成十三年度より社会福祉協議会に委託をしている障害者生活支援センターにおいても、その支援のひとつとして、すでに実施をしている。

今後においては、今回の制度改革や障害者のニーズ調査の結果などを十分考慮する中で、必要に応じ、事業所などへの協力を求めて参りたいと考えている。

また、自立支援協議会予算については、国からの財政支援として、地域生活支援事業に対し、交付税として措置されているので、協議会運営が障害者の期待に十分応えら

れるよう、適切な予算措置を図って参りたいと考えている。

次に、地域活動支援センター事業については、障害者支援を積極的に実施している市内の事業所などをお願いをし、強力に推進していきたいと考えて、現在調整を図っているところである。

次に、県事業として開始された「障害者企業立ち上げプロジェクト」については、障害者の雇用につながることから、本市としても協力をして参る。

就労支援については、現在も各事業所や作業所などにおいて、障害者の方々の就労に大変な御努力をいただいていることは、十分承知をしている。

そこで、就労支援センターについては、障害者からの要望を十分把握する中で、必要であれば北麓圏域の関係町村に呼び掛け、共同設置に向けた協議を行って参りたいと考えている。



佐藤みどり議員

① 乳幼児医療費無料化の拡大と窓口無料化について

【一回目の質問】

本市の乳幼児医療費無料化については、現在、病院が五歳未満まで入院が六歳未満までとなっているが、県内でも甲府市をはじめいくつかの自治体では小学校六年生までの無料化が進んでいる。そこで、本市でも近い将来、小学校六年生までの無料化を進めるべきと考えるが、市長の考えを伺う。

県においては、本年九月議会でも山本知事が「乳幼児医療費助成制度の窓口無料化方式に移行したい。」と答弁され、十二月議会でも県が主体となって早期実現していくことを表明している。そこで、本市でも県と一体となり、社会保険加入者の窓口無料化を進めるべきと思うが、市長の考えを伺う。
また、県では、ひとり

親家庭医療費、重度心身障害者医療費の窓口無料化を実施するとしており、本市でも実施するよう提案するが、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

一点目の乳幼児医療費無料化の対象年齢拡大については、平成二十年度の実現に向けて、国が進めている安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現等の基本的考え方による医療制度改革の動向を見据えながら、対応・検討する。
二点目、三点目の乳幼児医療費、ひとり親医療費、重度心身障害者医療費の窓口無料化については、山梨県より平成二十年度の導入を予定したスケジュールが示されており、今後、県が主体と

なり、市町村及び関係機関との協議が行われるので、そのスケジュールに沿って、対応する。

【二回目の質問】

本市の乳幼児医療費無料化については、国の動向を見守りながら検討していくとの答弁ではありにも消極的ではないか。一度に、六年生まで

② 放課後児童保育(学童保育)について

【一回目の質問】

本市の学童保育では、他町村の児童は受け入れることができないとしているが、当該町村と話し合い、措置費をいただく中で他町村の児童も受け入れるように、また反対に、市内の子供を他町村に預けることができるようにすべきと思うが、市長の考えを伺う。

現在、学童保育は無料であるが、公平性と財政面を考慮すると、多少の受益者負担はあっても良いと思う。また、家庭環境や収入等を考慮しながらも、真に必要な人が安心して利用できるような内容をさらに充実することが必要であると思うが、市長の考えを伺う。

の拡大ではなく、段階的な年齢拡大を検討してほしい。本市独自の段階的な拡大について、市長の考えを伺う。

【二回目の市長答弁】

乳幼児医療費の無料化対象年齢の拡大については、段階的な拡大を含め、国の動向を見据えながら、対応・検討する。

【二回目の質問】

吉田小学校区のめだかクラブが使用している上吉田別館は、本年度で県に返還される。今後は、学校の空き教室を調査し、利用していくのとだが、調査結果はどうか。また、全国的にも空き教室の利用を推進しているが、考えを伺う。

文科省の「放課後子ども教室推進事業」と厚労省の「放課後児童クラブ」が連携する「放課後子どもプラン」が来年度には創設される。教育委員会が主導し、福祉部門との連携を図りながら原則としてすべての小学校区で実施されることとなっているが、このプランについての市の方向性はどうか伺う。

【二回目の市長答弁】

放課後児童保育については、本事業は保護者の就労を支援することを主な目的として、福祉サービスの観点から実施しているものである。

そのため、各自自治体においては、類似した対策が行われており、市外の住民の方々には、居住する市町村のサービスを受けるべきものと考えている。

本市の住民に対するサービス提供を最優先課題として対応を図るのが責務と認識している。

二点目の受益者負担については、現在、国において、福祉部門が教育委員会との連携を図る中で、全児童を対象とした放課後対策を図るよう、検討されている。放課後児童保育のあり方について、その方針内容が明確に示された時点で検討したいと考えている。

三点目の学校の空き教室利用については、児童の安全面やより多くの児童の受け入れなどを考慮した場合、空き教室を利用するのは有効な方法であると考えている。今以

12月市政 一般質問

上に必要な教室数の増加が見込まれる。

特に、学童保育などの放課後対策については、需要の多いことが予想される大規模校ほど、通常の学校活動に要する教室が不足する傾向にある。このような中であって、吉田小学校の場合のように諸般の事情により、現在の活動場所が使用できなくなり、かつ、具体的な適地が無いといったケースでは、現行のサービスイス水準を維持するためにも、学校と協議をする上で、多目的スペースなどの一部共有を図ることで、活動場所を確保しているが、現在のところ市内全ての小学校において通年利用可能な空き教室を確保し、本事業に活用するのは厳しい状況にある。

四点目の放課後子どもプランについては、全国の小学校区で、文部科学省の「地域子ども教室推進事業」や厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」のいずれも実施されていない所が存在していることから、両事業が、来年度全国二万箇所

の小学校区で実施される体制にしたいとの考えから、双方の事業を総称して「放課後子どもプラン」としてプレス発表されたものと認識している。

本市においては、現在、「放課後児童健全育成事業」を全小学校区で実施しており、保護者の就労により、放課後を安心して過ごせる場所を求めている児童に関しての対策は、可能な限り行っている。

一方において、全学年を対象とした「放課後子ども教室推進事業」については、行政の力だけで出来るものではなく、地域コミュニティの助力無しには実現し得ない事業である。

今後、先進事例を研究し、放課後子ども対策のあり方を検討して参りたいと考えている。

【二回目の質問】

先ほどの答弁は、あまりにも現場を無視した机上の答弁ではないか。住居地が忍野村でも、山越えや距離的な関係から吉田小や明見小へ通学している子供がいるのに、どうして、その子供が忍

野の学童保育にいけるのか。市民と市民以外の単なる線引きではあまりにも無慈悲ではないか。市内の子供を優先するのは結構だが、関係町村と話し合い、是非、他町村の子供の受け入れも特例で認めてほしい。再度、市長の考えを伺う。

空き教室の利用について、三十人学級等の場合における各学校の必要数を出し、その上で利用可能な学校から検討し、利用していくべきであると考えます。まずは、空き教室があるかどうかを点検し、放課後児童クラブを空き教室で実施し、より充実させて地域との交流を増やすことが理想だと思ふ。空き教室の管理について、どのように考えるか、教育長に伺う。

【二回目の市長答弁】

市民に対する行政サービスの提供に最大限の努力を傾注することが、私としての最大の使命であると強く認識している。

現在、施設規模等の制約により、市内では二十一名の児童が待機をしている状況であり、その児童の対応を早急に図るこ

とが喫緊の課題となっている。

また、近隣の町村においては、その住民に対し、十分受け入れるとの意向も確認している。

しかしながら、このような事例に対しては、関係自治体間での協定などが必要になることから、今後、慎重に検討して参る。

《教育長答弁》

③「コミュニティセンター等公共施設の運営について」

【二回目の質問】

指定管理者制度が導入されて八ヶ月が経過したが、NPOに委託した市民ふれあいセンター以外は人的配置やサービスマンが感じられない。コスト面を含め、市としてどのように関わっているか伺う。

【二回目の市長答弁】

コミュニティセンターは、地域運営を基本的な考え方とし、従前より管理委託を行っていた地域の運営協議会を、引き続き指定管理者としたものである。

地域住民の利用が促進され、かつ、経費節減が

市内小学校の空き教室については、少人数学級の充実や特別支援教育での運用等、通年での完全な空き教室はほとんどないのが実状である。

しかしながら、放課後児童クラブ等における放課後の学校施設の目的外使用に関しては、その重要性に鑑み、教室の相互利用について個別に協議・検討して参りたい。

図られるよう、職員体制、運営経費等コミュニティセンターの管理運営については、運営協議会と十分協議し、地域コミュニティ、また地域づくりの拠点施設として、一層有効活用され、指定管理者制度導入の効果が発揮できるように推進して参る。

【二回目の質問】

コミュニティセンターは、法改正に伴う形式的な指定管理者ではなく、民間活力を導入できるような管理運営を行うため、現在の運営協議会のあり方について、検討する必要があるのではないかと考えを伺う。また、

今後は団塊の世代の退職によるマンパワーや、NPOの手助けも必要だと思いが、この点についても如何に考えるか聞かせてほしい。

【二回目の市長答弁】

コミュニティセンターの利用については、市民生活の変容、地域のニーズ、利用者のニーズも多様化している。それらに柔軟に対応し、より質の高いサービスの提供、管理運営経費の節減等効果的な施設運営を推進していくため、運営協議会の組織、職務等、幅広い人材登用を視野に入れる中で、指定管理者である運営協議会の有効な運用を図って参る。

また、NPOの設立などについても支援を行って参る。

人事案件

富士吉田市固定資産評価審査委員会委員

- 宮下貴之氏（上暮地六丁目六番五号）
- 羽田策男氏（松山四丁目十二番七号）
- 宮下久光氏（旭五丁目八番三十二号）

臨時会の開催

平成十九年第一回臨時会は平成十九年二月九日（会期一日間）開催された。

○議案第一号、工事請負契約の締結について

内容は、新市民会館・図書館建設（建設主体）工事に係る工事請負契約の締結で、契約金額十四億千四百三十五万円で、川上建設・加々美工務店 新市民会館・図書館建設（建設主体）工事 共同企業体と契約するものである。

工事内容については、鉄骨造り地上四階建てで、建築延床面積四五五〇・六四平方メートルであり、議案第一号は、否決されました。

議会の動き

議員合同研修会

二月十六日に山梨県市議会議長会の主催による合同研修会がアピオ都留で開催され、講師に読売新聞編集委員の橋本五郎氏をお招きし、「どうなる今後の日本」と題して講演があり、議員として今後の業務に役立てるべく、見識を深め、研鑽を積んだ研修でありました。



議案の処理結果 (12月定例会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第85号	富士吉田市税条例の一部改正について	可決	日帰り入湯客に対する入湯税の課税に伴い、所要の改正を行ったもの。
議案第86号	富士吉田市市営駐車場条例の一部改正について	可決	市営西裏駐車場への指定管理者制度導入に伴い、駐車時間を24時間制とするため、所要の改正を行ったもの。
議案第87号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、所要の改正を行ったもの。
議案第88号	財産の取得について	可決	土地開発公社が所有する上吉田字唐松入地内の土地、面積3万7,601.06平方メートルを8億385万1,964円で購入しようとするもの。
議案第89号	富士吉田市市営西裏駐車場の指定管理者の指定について	可決	地方自治法第244条の2第3項の規定により、市営西裏駐車場の管理について指定管理者を指定するもの。
議案第90号	市道の認定について	可決	梅沢線を市道認定するもの。
議案第91号	山梨県後期高齢者医療広域連合の設立について	可決	平成19年2月1日から、県内28市町村が共同して後期高齢者医療に関する事務を処理するため、地方自治法第284条第3項の規定に基づく、山梨県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
議案第92号	平成18年度富士吉田市一般会計補正予算第4号	可決	歳入歳出からそれぞれ8,088万円を減額し、総額を191億2,409万6千円とするもの。
議案第93号	平成18年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出にそれぞれ1,075万円を追加し、総額を16億2,716万4千円とするもの。
議案第94号	平成18年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算第1号	可決	歳入歳出にそれぞれ1,472万3千円を追加し、総額を6,211万7千円とするもの。
議案第95号	平成18年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第1号	可決	収益的収入及び支出について、収入を3億583万円増額し、総額を64億1,997万4千円とし、支出を2億9,128万円増額し、総額を63億3,521万円とするもの。
議案第96号	平成18年度富士吉田市一般会計補正予算第5号	可決	歳入歳出にそれぞれ1億437万1千円を追加し、総額を192億2,846万7千円とするもの。
議案第97号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	宮下貴之氏(上暮地6丁目6番5号)、羽田策男氏(松山4丁目12番7号)及び宮下久光氏(旭5丁目8番32号)を選任するもの。

議案の処理結果 (平成19年第1回臨時会)

議案番号	件名	結果	内容
議案第1号	工事請負契約の締結について	否決	新市民会館・図書館(建築主体)工事に係る工事請負契約の締結について審議するもの